

第 12 次神奈川県職業能力開発計画(骨子案)

1 計画の趣旨

県では、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づき、1973（昭和 48）年以降、第 11 次にわたり、「神奈川県職業能力開発計画（以下「計画」という。）」を策定し、神奈川における職業訓練の充実や、技術・技能の振興などの施策を展開してきました。

第 11 次計画は、2025（令和 7）年度末で計画期間が満了することから、人口減少や産業構造の変化、技術革新など、職業能力開発を取り巻く環境の変化に対応した施策を総合的かつ計画的に推進するため、第 12 次計画を策定するものです。

2 計画の性格

(1) 法第 7 条第 1 項に基づく「都道府県職業能力開発計画」として位置付けます。

○ 法（抄）

（都道府県職業能力開発計画等）

第 7 条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(2) 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を踏まえ、特定課題に対応する個別計画として策定します。

○ 新かながわグランドデザイン基本構想（2024（令和 6）年 3 月策定）（抄）

（多様な人材が活躍できる社会づくり）

働く意欲のあるすべての人々が、その能力を高め、新たなキャリア形成に挑戦できるよう、必要な職業能力開発の機会を提供し、企業や求職者のニーズに応じた産業人材育成を図ります。また、ものづくり技術・技能の承継を支援し、技術・技能が尊重される社会づくりに取り組みます。

3 計画の期間

2026（令和 8）年度から 2031（令和 13）年度までの 6 年間の計画とします。

4 計画に定める事項

法第 7 条第 2 項を踏まえ、計画には次の(1)から(3)までの事項を定めます。

- (1) 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- (2) 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- (3) 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

5 労働力の需給の動向（職業能力開発を取り巻く環境）

- 神奈川の2024（令和6）年1月1日時点の総人口は、1976（昭和51）年1月1日現在の調査（調査開始年）と比較すると、280万2,257人の増加、年少人口は61万3,930人の減少、生産年齢人口は121万2,262人の増加、老年人口は199万3,516人の増加となっています。なお、調査開始以来、年少人口は最も少なく、老年人口は最も多くなっています。
- 神奈川では、2014（平成26）年に1958（昭和33）年の調査開始以降初めて死亡者数が出生者数を上回る自然減となり、その後も自然減が拡大しています。転入者数が転出者数を上回る社会増は続いていますが、2021（令和3）年に自然減が社会増を上回ってから、現状もその傾向が続いており、人口減少局面に入っています。
- 神奈川の2022（令和4）年出生数は、5万6,498人、合計特殊出生率は1.17となり、いずれも過去最少となりました。少子化の要因としては、非婚化や晩婚化の傾向、出生率の低下などが考えられます。神奈川の50歳時未婚率は、近年一貫して上昇傾向にあり、2020（令和2）年に男性で30.07%、女性で17.28%となっています。
- 神奈川の高齢化率（65歳以上人口の占める割合）は、2020（令和2）年には25.6%でしたが、県の将来人口推計（中位推計）では、2040（令和22）年には33.3%になることが見込まれています。
- こうした背景から、神奈川の労働力不足は、2023（令和5）年（県の推計）では8万2,000人、2030（令和12）年（民間予測）では、12万1,700人、2040（令和22）年（民間予測）では69万5,100人にもものぼり、今後ともますますの増加が見込まれています。

6 計画の基本理念（目指す姿）

- 我が国の就業者数は、女性や高齢者の就業率の上昇を受けて1990（平成2）年代後半の水準を維持してきましたが、生産年齢人口の減少が続く中、様々な業種において人手不足の課題が顕在化しています。

- そして、神奈川県においても、特に基幹産業であるものづくり産業をはじめとして深刻な労働力不足に見舞われ、さらに、後継者不足による技術継承問題も顕在化しており、生産年齢人口の減少が長期的に続くことが予測される中、これらの問題はより深刻化するおそれがあります。

- そこで、若年者や中高年齢者、障がい者、外国人等の多様な背景を持った労働者のそれぞれのキャリアにおける多様な働き方の実現に向け、時代のニーズに対応し、次世代の産業を担う職業能力開発やデジタル技術を活用した生産性向上への支援を行うとともに、未来のものづくり産業を支える人材を新たに呼び込む必要があります。

- こうした状況・課題に対応していくためには、県が職業能力開発体制を充実・強化するのみにとどまらず、国、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、民間教育訓練機関のほか、業界団体、大学等の多様な主体が連携、協力していく体制を構築し続けていくことが必要不可欠です。

- 以上のことから、第12次計画に基づき、職業能力開発の基本的かつ具体的な施策を展開し、一人ひとりが輝きながら働ける神奈川の実現を目指します。

7 施策の視点

県の職業能力開発を取り巻く環境を踏まえ、次の5つの視点を考慮しながら、職業能力開発施策を総合的かつ計画的に展開します。

また、法第7条第1項を踏まえ、国の「第12次職業能力開発基本計画」に基づき国等と一体的に職業能力開発施策を推進してまいります。

○ 法（抄）（再掲）

（都道府県職業能力開発計画等）

第7条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 視点1

産業構造の変化や技術革新の進展を見据え、企業から求められる専門人材やデジタル技術等を利活用できる人材の戦略的な育成を図るとともに、人手不足分野における職業訓練等を実施してまいります。

(2) 視点2

若者や障がい者、中高年齢者、外国人材、生活困窮者等の多様な背景を持つ労働者の特性を踏まえ、生涯を通じて職業能力を発揮して活躍できるよう、一人ひとりに職業能力開発の向上の機会を提供するとともに、就職を支援してまいります。

(3) 視点3

人生100歳時代における職業人生の長期化、多様化を見据えた、労働者個人が自らの主体的なキャリア形成を考えるため、職業生活や学校生活等を通じたキャリアコンサルティング等の支援を推進してまいります。

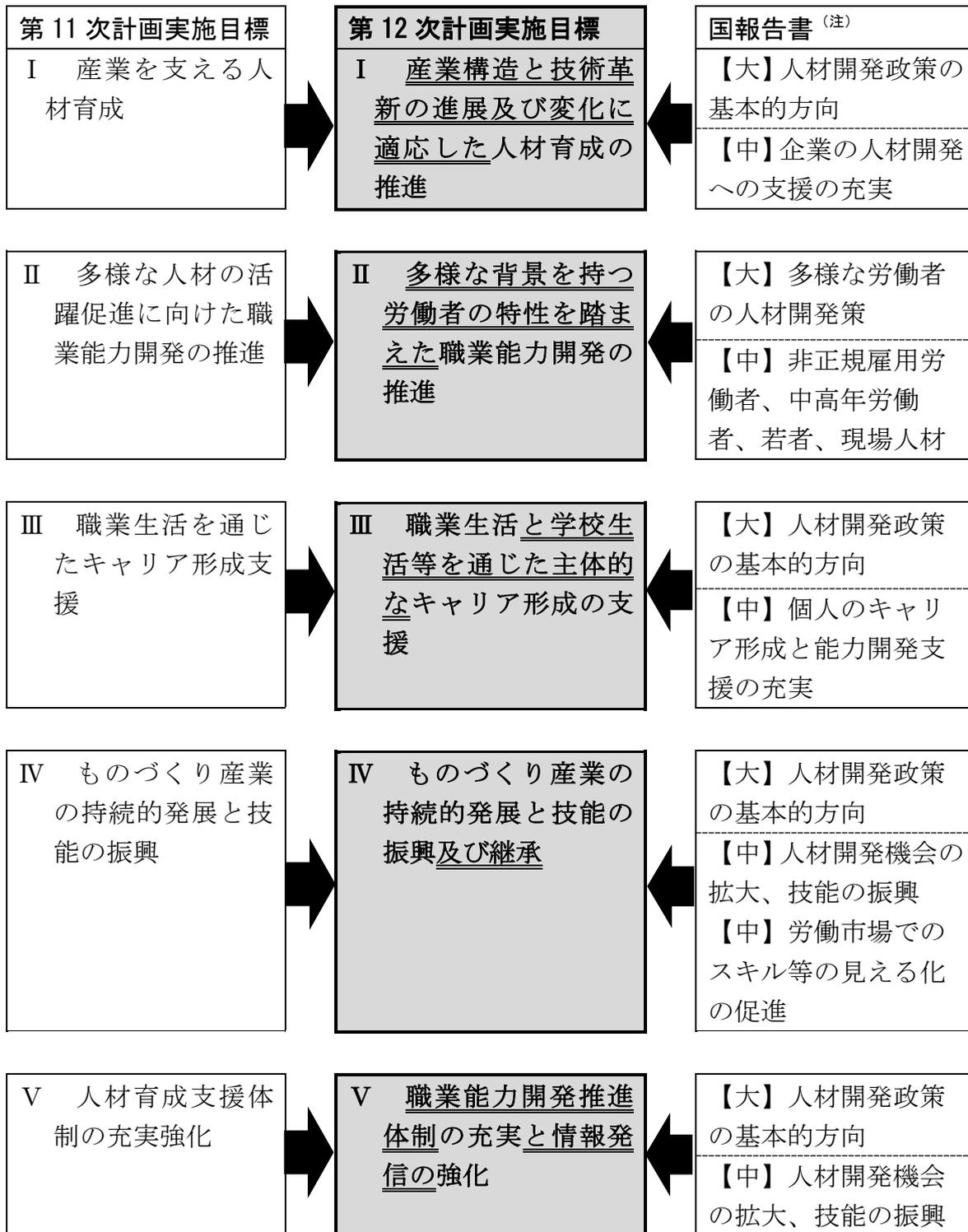
(4) 視点4

ものづくり産業に係る持続的な経済発展を続けるため、幅広い世代に対してもものづくり分野への関心の醸成を行い、高度な技能労働者の育成を支援するとともに、技能検定制度等の職業能力評価制度の普及促進を図ってまいります。

(5) 視点5

国や民間教育訓練機関等との連携を強化し、職業訓練等の検証と見直しを行うことにより職業能力開発体制の充実を図るとともに、当該職業能力開発体制についてホームページやSNS等を活用した効果的な情報発信を強化してまいります。

8 実施目標の比較（第11次計画及び第12次計画）と国報告書の反映



(注) 厚生労働省は、今後同省が策定する「第12次職業能力開発基本計画」の基礎となる「今後の人材開発政策の在り方に関する研究会報告書」を令和7年7月7日付けで公表している。また、【大】【中】の表記は当該報告書中における大項目及び中項目をそれぞれ示している。

9 実施目標に基づく施策の方向性の比較（第11次計画及び第12次計画）

	第11次計画施策の方向性	第12次計画施策の方向性
実施目標Ⅰ	① IT人材の育成強化	① <u>デジタル分野における人材の育成の推進</u>
	② ITや新たな技術を活用した職業訓練	② <u>デジタル技術を活用した職業訓練の実施</u>
	新	③ <u>次世代産業分野における人材の育成の推進</u>
	新	④ <u>各種リテラシー教育の実施</u>
	③ 中小企業や産業界が求める人材育成の強化	⑤ <u>企業等が求める人材の育成の推進</u>
	④ 人手不足分野における職業訓練等の実施	⑥ 人手不足分野における <u>職業訓練</u> の実施
実施目標Ⅱ	① 若者の職業能力開発	① 若者の職業能力開発の <u>推進</u>
	② 非正規雇用労働者等の職業能力開発	② 非正規雇用労働者等の職業能力開発の <u>推進</u>
	新	③ <u>子育て中等の求職者の職業能力開発の推進</u>
	③ 女性の職業能力開発	(削除) ※ ③へ概念を包含
	④ 障がい者の職業能力開発	④ 障がい者の職業能力開発の <u>推進</u>
	⑤ 中高年齢者の職業能力開発	⑤ 中高年齢者の職業能力開発の <u>推進</u>
	⑥ 外国人材の職業能力開発	⑥ 外国人材の職業能力開発の <u>推進</u>
⑦ その他特別な支援を必要とする者の職業能力開発	⑦ <u>生活困窮者等に配慮した職業能力開発の推進</u>	
実施目標Ⅲ	① キャリアコンサルティングの推進	① キャリアコンサルティングの推進
	② 在職者のリスクリングなどの支援	② 在職者のリスクリング <u>等</u> の支援
	③ 学校教育と連携したキャリア教育	③ 学校教育と連携したキャリア教育の <u>推進</u>
	新	④ <u>出張型のキャリア教育の推進</u>
	新	⑤ <u>開かれた職業訓練イベントにおける普及啓発</u>
実施目標Ⅳ	新	① <u>ものづくり分野への関心の醸成</u>
	① ものづくり分野等の高度な技能労働者の育成支援	② <u>ものづくり分野の高度な技能労働者の育成支援</u>
	② 技能への関心の向上・技能人材の裾野拡大	③ 技能労働者の <u>社会的評価の向上の推進</u>
実施目標Ⅴ	① 民間との連携強化	① <u>国や民間教育訓練機関等との連携強化</u>
	② 多様な主体との連携・協力による人材育成の推進	(削除) ※ 第11次計画の①及び②を①へ統合
	③ 公共職業訓練の充実	② <u>検証と見直しに基づく職業訓練等の充実</u>
	新	③ <u>職業訓練等の情報発信の強化</u>

10 今後の主なスケジュール（想定）

時期	審議会	議会	県民等	内容
令和7年8月下旬	○			第12次計画の策定を諮問するとともに <u>骨子案</u> を審議
9月下旬		○		常任委員会で第12次計画の <u>策定の考え方</u> 等を報告
11月下旬	○			第12次計画の <u>素案</u> を審議
12月上旬		○		常任委員会で第12次計画の <u>素案</u> を報告
12月中旬			○	第12次計画の <u>素案</u> についてパブコメ開始
令和8年1月中旬			○	第12次計画の <u>素案</u> についてパブコメ終了
2月下旬	○			第12次計画の <u>案</u> を審議
3月上旬		○		常任委員会で第12次計画の <u>案</u> を報告
同	○			<u>第12次計画について答申</u>
4月下旬		○	○	第12次計画の公表・記者発表

以上